

## 第2期障害福祉計画における国の基本指針の概要

### 1 基本指針の目的

現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成21年度から23年度までの第二期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

### 2 障害福祉計画の基本的理念

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### 3 障害福祉サービスの提供体制の確保

#### (1) 基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

#### (2) 平成23年度の数値目標の設定

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について、それぞれの目標値を設定することが適当である。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行  
23年度末までに第一期計画時点の福祉施設の入所者数の1割以上が地域生活に移行することとともに、23年度末時点の施設入所者数を第一期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行  
23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。
- 3 福祉施設から一般就労への移行  
23年度中に一般就労に移行する者が第一期計画時点の4倍以上とすることが望ましい。また、23年度までに第一期計画時点の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、23年度末に就労継続支援利用者のうち3割はA型（雇用型）事業を利用することを旨とする。

### 4 相談支援の提供体制の確保

地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

### 5 市町村障害福祉計画に定める事項

- 1 市町村障害福祉計画の基本的理念等  
市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等
- 2 平成23年度の目標値の設定  
障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成23年度における数値目標を設定すること。
- 3 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
  - ① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みについては、平成23年度までの各年度における市町村ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。
  - ② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。
- 4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項  
市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事業を定めること。
  - ① 実施する事業の内容
  - ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
  - ③ 各事業の見込量の確保のための方策
  - ④ その他実施に必要な事項
- 5 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期  
市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。
- 6 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価  
各年度における市町村障害福祉計画の達成状況及び点検及び評価する方法を定めること。

### 6 他の計画との関係

障害者計画、地域福祉計画、医療計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。